

平成25年2月1日

株式会社 山陰合同銀行

## 「ごうぎんでんさいサービス」の取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、平成25年2月18日（月）より、電子記録債権による新たな資金決済サービスである「ごうぎんでんさいサービス」の取扱いを開始します。また、これに先立ち平成25年2月4日（月）より、利用申込みの受付を開始いたしますのでお知らせいたします。

「ごうぎんでんさいサービス」は、全国銀行協会が設立した電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称：でんさいネット)」の取扱う電子記録債権(通称：でんさい)を活用したサービスです。「でんさい」を活用することにより、事業者のお客さまはコスト削減・事務負担軽減・資金調達の円滑化などのメリットが見込まれます。

当行では、でんさいを通じたお客さまの新たな決済手段の提供と資金調達の円滑化に引き続き努めてまいります。お申込み手続きは、お気軽にごうぎんの窓口にてご相談ください。

### 記

#### 1. サービス内容

インターネット上で、「でんさい」の発生記録、譲渡(分割譲渡)記録、保証記録、変更記録、開示(債権情報の照会)等の取引を行っていただくことができます。

#### 2. ご利用いただける方

当行でビジネスインターネットバンキングをご契約の、法人、個人事業主、地方公共団体のお客さま。

※その他当行所定の利用要件がありますので、詳細につきましては窓口までお問い合わせください。

#### 3. 主な手数料(1件あたり/消費税込み)

サービス内容	手数料
発生記録	315円
譲渡(分割譲渡)記録	
保証記録	
変更記録	

※本サービスにかかる基本手数料はかかりません。

以上

**【電子記録債権とは】**

- ・平成20年12月に施行された、「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい決済方法です。
- ・手形や売掛債権の問題点を解決し、「印紙税が課税されない」、「分割して譲渡や割引が可能」、「取立手続が不要」などのメリットがあり、事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- ・インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子登録することで、支払いに利用することができます。

**【でんさいネット、でんさいとは】**

- ・全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である株式会社 全銀電子債権ネットワーク)の通称を「でんさいネット」と呼びます。全国の金融機関が参加します。
- ・「でんさいネット」による電子記録債権を「でんさい」といいます。